

## 平成29年瑞穂町教育委員会第3回臨時会 会議録

平成29年10月2日瑞穂町教育委員会第3回臨時会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君  
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君  
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 委員長の選挙

日程第2 委員長職務代理者の選挙

日程第3 会議録署名委員の指名

開会 午後2時00分

教育部長 本日の会議は、滝澤 福一 教育委員長、関谷 忠 委員長職務代理者の任期が平成29年9月30日を以って満了したことから、新たな教育委員長、同委員長職務代理者を選任するまでの間は、教育委員会事務局である、私、福井が進行をさせていただきます。

ただいまの出席委員は、5名です。定足数に達していますので、これより平成29年 瑞穂町教育委員会第3回臨時会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

教育部長 日程第1、委員長の選挙に入ります。平成29年9月30日をもって委員長の任期が満了となりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なお効力を有することとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、委員のうちから委員長選挙を行います。選挙の方法は、瑞穂町教育委員会会議規則附則第2項の規定により、なお効力を有することとされる改正前の瑞穂町教育委員会会議規則附則第2項の規定により、「単記無記名投票」と規定されています。また、同条第3項により委員の中で異議がないときは「指名推薦」の方法をとることができることと規定されています。どちらの方法で行うか委員の皆様にご意見を伺います。いかがいたしましょうか。

関谷委員 指名推薦をお願いします。

教育部長 ただいま、関谷委員より委員長選挙は指名推薦の方法によって行う旨の発言がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの発言)

ご異議がないようですので、委員長選挙は指名推薦の方法により行います。  
どなたか指名をお願いします。

関谷委員 滝澤委員をお願いしたいと思います。

教育部長 ただいま、滝澤委員を指名する旨の発言がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの発言)

教育部長 それでは、ご異議がないようですので、滝澤委員が委員長に決定いたしました。  
つづきまして、日程第2、委員長職務代理者の選挙に入ります。平成29年9月30日をもって委員長職務代理者の任期が満了となりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なお効力を有することとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、委員長職務代理者の指定を行います。

委員長職務代理者の指定の方法は、瑞穂町教育委員会会議規則附則第2項の規定により、なお効力を有することとされる改正前の瑞穂町教育委員会会議規則第7条により委員長選挙の規定を準用し、選挙の方法は、同規則第6条第1項により「単記無記名投票」によるものと定められています。また、同条第3項により委員の中で異議がないときは「指名推薦」の方法をとることができるかと規定されています。どちらの方法で行うか委員の皆様にご意見を伺います。いかがいたしましょうか。

中野委員  
教育部長

指名推薦でお願いします。

ただいま、中野委員より委員長職務代理者選挙は、指名推薦の方法によって行う旨の発言がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの発言)

ご異議がないようですので、委員長職務代理者選挙は、指名推薦の方法により行います。  
どなたか指名をお願いします。

中野委員

関谷委員にお願いしたいと思います。

ただいま、関谷委員を指名する旨の発言がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの発言)

教育部長

それではご異議がないようですので、関谷委員が委員長職務代理者に決定いたしました。

ここで、当選されましたお二人にごあいさつをお願いいたします。最初に委員長からお願いいたします。

(滝澤 教育委員長あいさつ)

ありがとうございました。つづきまして、委員長職務代理者からお願いいたします。

(関谷 教育委員長職務代理者あいさつ)

ありがとうございました。

教育部長           ここから教育委員長の進行になります。滝澤教育委員長、よろしく願いいたします。

滝澤委員長           次に議席の決定を行います。議席の決定は、瑞穂町教育委員会会議規則第5条の規定により、くじで行うことになっていますので、これよりくじを行います。

事務局               議席の決定は瑞穂町教育委員会会議規則第5条の規定により、会議の運営上、5番を委員長、事務方の長であります教育長を4番とさせていただきたいと思います。そして、1番、2番、3番をくじで3人の委員に引いていただきたいと思います。引く順番としましては、今、座っていただいています席順としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、お願いいたします。

(くじ引き)

くじの結果、 1 番 中野委員 2 番 村上委員  
3 番 関谷委員 4 番 鳥海教育長  
5 番 滝澤委員長

に決定いたしました。この議席については、本日より採用させていただきます。

滝澤委員長

続きまして、日程第3、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番中野委員を指名いたします。

以上をもちまして、本臨時会の案件は、すべて終了いたしました。

これにて平成29年瑞穂町教育委員会第3回臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後2時10分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員